

公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について（参考資料）

【事業所への厚生年金保険の適用】

- 「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」（平成19年庁保険発第0410001号）（社会保険庁運営部医療保険課長通知）・・・・・・・・・・P1

【厚生年金保険における報酬の範囲】

- 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改訂の取扱いについて」（昭和37年保険発第71号）（健康保険・厚生年金保険課長連名通知）・・・・・・・・・・P5

【パート労働者への厚生年金の適用】

- 内かん（昭和55年6月6日 保険局保険課長、社会保険庁健康保険課長、社会保険庁厚生年金保険課長）・・・・・・・・・・P7

【国民年金の職権適用】

- 「国民年金手帳の作成交付について」（昭和38年庁保険発第17号）（社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）・・・・・・・・・・P8
- 「平成7年度における国民年金の事業運営について」（平成7年庁文発第1966号）（社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知）・・・・・・・・・・P9
- 「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」（平成17年庁保険発第0420001号）（社会保険庁運営部年金保険課長通知）・・・・・・・・・・P14

○政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について〔厚生年金保険法〕

(平成 19 年 4 月 10 日)

(庁保険発第 0410001 号)

(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知)

(公印省略)

標記について、重点的な加入指導及び職権適用の取組の徹底を図り、厳正に適用の適正化を推進するため、別添のとおり実施要領を策定したので、今後は当該要領により円滑かつ的確な業務処理を実施されたい。

[別添]

重点的な加入指導等の実施要領について

1 目的

重点的な加入指導等の対象となっている事業所が、依然として適用に至っていない状況も見受けられ、重点的加入指導の取組及び職権適用の取組の徹底が重要であることから、厳正な加入指導等の取組を積極的に実施し未適用事業所の解消を図ることを目的として、実施要領を定めるものである。

2 重点的加入指導

(1) 加入指導の基本的な考え方

- ① 事業主と加入手続きの約束等がなく、継続的な加入指導を行わなかった場合、加入を検討しようとする事業主の意欲も失われてしまうことが多い。このため、事業主に一定期間で集中的に加入の検討を行わせることが重要であり、月 1 回、3 ヶ月間で 3 回程度の戸別訪問による継続的な加入指導を効果的に実施することを基本とすること。
- ② 従って、加入指導を実施しても加入手続きに応じない事業主は、その責任を果たしていないものとして厳正に職権適用(立入検査)を実施し、適用の適正化を図る必要がある。
- ③ ただし、合理的な理由により 3 ヶ月以内の短い期間で加入手続きを約束している事業主については、この限りではないが、約束不履行時には、速やかに職権適用を前提とした立入検査により、遡及適用を行うことを通告するとともにその際は確実に実行することが重要である。

(2) 実施内容

① 重点的な加入指導の対象

ア 従業員数 10 人以上の事業所であって、呼出による加入指導において、その事業主が加入手続きを行わないもの

イ 従業員数 10 人以上の事業所であって、その事業主が呼出に応じないもの

ウ 関係機関等からの情報提供や被保険者となるべき者から資格の確認請求が行われた場合の対象事業所

(注) 重点的な加入指導の対象となった以後、対象人数が基準以下となった場合であっても、適用の適正化の観点から重点的な加入指導の対象から除外しないこと。

② 対象事業所訪問日の調整

ア これまでの加入指導の経過等を踏まえて、毎月1回定期的に対象事業所の加入指導を行うため、対象事業所の戸別訪問日を決定すること。

イ 対象事業所の日程の決定にあたっては、関係機関等から情報提供があったものや未適用事業所に使用される者から資格の確認請求が行われた場合は、優先的に行うものとする。

③ 加入指導の実施方法

ア 加入指導は、戸別訪問を基本とし、事業主へ接触が図られるよう、予め電話連絡等を行うなど、効率的な加入指導の実施に努めること。

イ 加入指導は、1回目の戸別訪問を実施した月から起算し、原則として3ヶ月間で適用に至るよう効果的な加入指導の実施に努めること。

ウ 戸別訪問において、事業主又は役員と接触できなかった場合、別紙1の事業主に対する指導文書を封かんの上、郵便受け等に投函し、指導実績として記録すること。

エ 3回目の戸別訪問による加入指導は、最終的な加入指導として立入検査の予告を行うものとする。

オ 特別な事情もなく、事業主又は役員との接触が一度も出来ない場合など、加入指導を引き続き実施していくことが困難な場合についても、3回目に別紙2の文書による立入検査予告を行い、3回の戸別訪問の実績により原則として立入検査を実施する取扱いとすること。

3 職権適用

(1) 職権適用の基本的な考え方

① 事業主に様々な届出義務を課している社会保険制度において、事業を円滑に運営するためには、事業主の理解及び協力を得ることは不可欠であり、立入検査においても自主的な届出を促していくことが必要である。

② しかしながら、社会保険制度に対する理解がなく事業主責任を果たさない事業主については、強制保険としての役割を維持し、公平性と信頼性を確保する観点から、最終的には職権適用を行うものである。

(2) 立入検査の通知等

① 立入検査の日時を決定し、別紙3により事業主に立ち会いを求める旨と検査時には賃金台帳等の諸帳簿並びに従業員及び被扶養配偶者の年金手帳の提示を求める旨を事業主あて通知すること。

② 事前準備として、立入検査日までに事業所名称、事業所所在地、事業の種類、代表者氏名等を商業登記簿等により確認し、新規適用届を起票すること。

(3) 立入検査の実施

① 実施方法

ア 被保険者となるべき者やその報酬等を確認するため、事業所に立ち入り、事業主に立ち会いを求めるとともに、関係諸帳簿等の提示及びコピーを指示し、聞き取りを行いながら、届書の作成を行うこと。

イ 立入検査にあたっては、複数人での検査体制を整え、統率・指揮する者を明確にするとともに、検査証を携帯し、事業主等から請求があった場合は提示すること。

ウ 立入検査時の状況(検査の拒否を含む。)は、できる限り詳細に記録すること。

② 検査の進行

ア 調査に先立ち立入検査の告知

事業主に対して、立入検査の実施を宣言し、正当な理由なく検査を拒む場合は、罰則の適用があることを告知すること。

イ 帳簿等の提示の指示

事業主に対して、予め指示した労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(控)等の提示を求めること。

ウ 帳簿等の確認、事業主からの聞き取り

帳簿等の内容を確認するとともに事業主からの聞き取りを行い、被保険者となるべき者やその報酬等を確認し、届書の起票を行うこと。

エ 新規適用届、資格取得届の起票

(ア) 事前に起票した新規適用届の補足、修正等を行うこと。

事業所の電話番号、代表者の住所、担当者氏名、現物給与の有無、昇給月、賞与支払予定月等を確認すること。

なお、昇給月及び賞与支払予定月については、賃金台帳で確認すること。

(イ) 資格取得届を起票すること。

- ・ 労働者名簿、出勤簿より被保険者となる者の氏名、生年月日、住所を確認すること。

なお、報酬月額は賃金台帳で確認すること。

- ・ 年金手帳の提示を求め、基礎年金番号が確認出来なかった場合は、過去の加入歴(職歴)等の確認を行うこと。
- ・ 被扶養者の有無を聞き取りし、被扶養者を有する者がいる場合は、事業主に被保険者に被扶養者届を記載させ提出するよう指導すること。
- ・ 被保険者の取得資格取得年月日は、労働者名簿、賃金台帳、就業規則、源泉所得税領収証書等の関係書類に基づき、事実確認が出来た日をもって適用するものとする。

オ 事業主に資格取得届の確認を指示

事業主に対して、資格取得届等の記載内容の確認及び事業主印の押印を求めるものであるが、事業主が拒む場合は、この限りではない。

(4) 届書等の内部処理

- ① 立入検査時に作成した届書を持ち帰り、すみやかに事務処理を行い、被保険者証、年金手帳、確認通知書等の作成を行うこと。
- ② 立入検査時に被保険者の基礎年金番号の確認ができなかった場合については、疑重複調査の要領に従い処理を行うこと。
- ③ 職権で作成した届書については、その内容を明らかにするため、3(3)①ウを添付すること。

(5) 留意事項

① 事業主不在時の対応

事業主の不在等により立入調査ができなかった場合は、告発を想定し事蹟を記録すること。

② 立入検査等を拒否又は忌避等された場合

ア 職権適用は、事業主が立入検査及び帳簿の提出命令等に応じることを前提とするものであり、原則として2度立入検査等を拒否又は忌避等されたことにより、最終的に関係諸帳簿等の確認が行えず、職権による適用ができなかった場合については、健康保険法第208条第5号、厚生年金保険法第102条第1項第5号の規定による罰則を適用するため司法警察員に告発を行うものとする。

イ 告発については、適用促進が目的であること等に鑑み、立入検査等に協力するよう事業主を説得した結果をもって最終的に立入検査等が困難であると判断した場合に告発することが適当であり、告発する場合にあつては、当課適用・徴収対策室へ協議すること。

③ 立入検査の過程で加入意志を示した場合の対応

立入検査は関係帳簿を確認し、被保険者資格の事実確認を行うことを目的とするものであり、立入検査の過程において、事業主から自主的に新規適用届の提出があつても関係帳簿で確認を行うものとする。

4 被保険者証等の交付

(1) 新規適用後の事業所への対応

① 事業所へ臨場し、事業主に対し、被保険者証、年金手帳、確認通知書を手渡す。この際、被保険者に対し被保険者証を確実に交付するよう申し添えるとともに、決定された標準報酬月額を被保険者に通知する義務がある旨を伝えること。

② 被保険者ごとの保険料額、源泉徴収時期、納付方法(納入告知日、納付期限、口座振替の勧奨等)に係る説明を行うほか、新規適用事業所説明会の資料等を活用し、事業主が行う事務、届出等について説明すること。

③ 保険料納入告知書は郵送を行い、保険料の納付が行われない場合は、直ちに納付督促を行うこと。

④ 事業主が被保険者証等の受取り拒否により手渡すことができない場合は、日を改めて訪問を行い、事業主に制度説明の周知等を図るとともに被保険者証を従業員に配布する義務の周知を図ること。最終的に受取りに応じない場合については、当課適用・徴収対策室へ協議すること。

(2) 事業所調査の実施

適用後1年以内を目途に事業所調査を行うこととし、被保険者の異動(取得、喪失)の有無、被扶養者の異動の有無、昇給等の有無、賞与の支払いの有無、現金給付の該当者の有無等を重点的に確認すること。

5 その他

職権適用を実施した場合は、すみやかに立入検査時の状況等の写しに事業所記録照会回答票(基本記録)を添付し、当課適用・徴収対策室へ送付すること。

○健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて

(昭和三十七年六月二十八日)

(保険発第七一号)

(各都道府県民生部(局)保険課(部)長あて厚生省健康保険・厚生年金保険課長連名通知)

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定に際し保険者において算定する場合の取扱い及び標準報酬の随時改定の取扱いについては、昭和三十六年一月二十六日保発第四号厚生省保険局長通達(以下単に「局長通達」という。)並びに昭和三十六年一月二十六日保険発第七号厚生省保険局健康保険課長及び厚生年金保険課長通達(以下単に「課長通達」という。)の示す基準により取り扱われてきたところであるが、これらの通達の運用に関してこれまで疑義照会のあつた事項については、次に示すところにより取り扱うこととするので、近く昭和三十七年度における標準報酬の定時決定の事務をひかえ、遺憾のないようお取り扱い願いたい。

おつて、貴管下健康保険組合に対しては、貴職からこの旨御示達のうえよろしく御指導願いたい。

1 定時決定の保険者算定について

(疑義一) 五、六、七月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合、局長通達1の(2)により定時決定の保険者算定を行なうものとされているが、「低額の休職給」とはどの程度の休職給をさすものか、例えば休職期間中基本給は全額支給されるが、諸手当が支給されないような休職給は、低額の休職給に該当するか。

(回答) 局長通達にいう「低額の休職給」とは、休職しなかつた場合に被保険者が通常受けうべき報酬の額に比べて低額である報酬をさすものである。

なお、休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与として支給されるものをさし、日、時間、稼高等稼働実績に比例して報酬が定められている場合において、病気休業中稼働が減じたため給与が減じた場合におけるその給与は、休職給に該当しない。

(疑義二) 課長通達1の(2)にいう「十月以降において受けるべき報酬月額」とは、具体的にはどのように算定すればよいか。

(回答) 十月以降において受けるべき報酬月額は、定時決定時現在における可能な範囲の推定額、すなわち、五、六、七月のうち四月分以前の給料の遅配分、遡り昇給の差額分もしくは低額の休職給の支給されなかつた、又はストライキによる賃金カットを受けなかつた一か月ないし二か月に受けた報酬額の実績により推定するものであり、通常の場合は、当該一か月ないし二か月の実績を用いて算定することとなる。

(疑義三) 五、六、七月の三か月間において四月分以前の給料の遅配分を受けたときは、局長通達の1の(1)により定時決定の保険者算定が行なわれるが、五、六、七月の全部またはいずれかの月の給与の一部の支払が遅配となり八月以降に支払われることとなつたような場合保険者算定にして差し支えないか。

(回答) 定時決定に際し保険者において算定する場合として取り扱つて差し支えない。

なお、この場合、保険者において算定する報酬月額は課長通達1の(2)の「その他の場合」の取扱いと同様とすること。

(疑義四) 五、六、七月の三か月間のうちに三か月定期券の支給があつた場合は、当該月の報酬支払基礎日数が二〇日未満であるとき等事例によつては保険者において算定する場合として取り扱つて差し支えないか。

(回答) 健康保険法第三条第二項及び厚生年金保険法第二十一条第一項の規定により算定した額が御例示のように著しく不当と認められるような場合には、保険者において算定する取扱いとして差し支えない。なお、保険者において算定することとした場合における報酬月額は、十月以降において受けるべき報酬月額とすること。

(疑義五) 五、六、七月の三か月のうちにおいて、賞与(年四回以上支給され、昭和三十六年一月二十六日保発第五号厚生省保険局長通達により報酬の範囲に含まれるものとする。)の支給があつた場合、事例によつては定時決定に際し保険者において算定する場合として差し支えないか。

(回答) 疑義四の場合に準じて取り扱われたいこと。

(疑義六) 年間を通じ四回以上支給されない通勤費(六か月ごとに支給される定期券等)も報酬に含まれるものと解して差し支えないか。もし、報酬に含まれるものとするれば、五、六、七月のうちの三か月間においてこれが支給された場合における定時決定の取扱い如何。

(回答) 通勤費についてその数か月分を一括して現金又は定期券等により支給するのは、単に支払上の便宜によるものとみられるから、設問の年四回以上支給されない通勤費(六か月ごとに支給される定期券等)は、報酬の範囲に含まれるものと解される。なお、五、六、七月の三か月間のうちにおいて当該通勤費が支給されたときの定時決定の取扱いについては疑義四の場合と同様とする。

(疑義七) 次の設例の場合、定時決定に際しては、保険者において算定する場合として取り扱い十月以降において受けるべき報酬月額(標準報酬等級第一八級月額三万円)で決定して差し支えないか。

もし保険者算定を行なわないとすれば、取得時においては標準報酬等級第一八級で決定され、定時決定においては、報酬月額二万五〇〇〇円(六、七月の二か月の報酬の算術平均額)、標準報酬等級第一六級で決定することになる。

(設例)

六月十一日資格取得 月給三万円

六月分給与 二万円(二〇日分の日割計算)

七月分給与 三万円

(回答) 設例の場合、お見込みのとおり標準報酬等級第十八級三万円決定して差し支えない。

2 削除

拝啓 時下益の御清祥のこととお慶び申し上げます。

健康保険及び厚生年金保険の事業運営に当たっては平素から格段のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、短時間就労者（いわゆるパートタイマー）にかかる健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、各都道府県、社会保険事務所において、当該地方の実情等を勘案し、各個別に取扱基準を定めるなどによりその運用が行われているところです。

もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、短時間就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかについては、今後の適用に当たり次の点に留意すべきであると考えます。

- 1 常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定すべきものであること。
- 2 その場合、1日又は1週の所定労働時間及び1

月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

- 3 2に該当する者以外の者であっても1の趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、その認定に当たっては、当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきものであること。

なお、貴管下健康保険組合に対する周知方につきましても、併せて御配意願います。

以上、要用のみ御連絡申し上げます。

敬 具

昭和55年6月6日

厚生省保険局保険課長 川崎幸雄
社会保険庁医療保険部
健康保険課長 内藤 洵
社会保険庁年金保険部
厚生年金保険課長 片山 巖

都道府県民生主管部(局)保険課(部)長 殿

○国民年金手帳の作成交付について

(昭和三八年四月三〇日)

(庁保険発第一七号)

(都道府県民生主管(部)局国民年金課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年課長通知)

国民年金手帳は、国民年金法(以下「法」という。)第一三条に規定するところによつて被保険者に交付することを原則とするが、被保険者が法第一二条に規定する資格取得の届出を怠つているため、法第一三条の規定による通常の国民年金手帳の作成交付が行なわれていない場合においては、当該被保険者に対して届出を行なうよう勧奨し、かつ、その者が被保険者であることが公簿その他の客観的事実からも明らかであるときは、被保険者の資格取得の届出がない場合においても(したがつてまた市町村長から都道府県知事に届出を受理した旨の報告がない場合においても)、都道府県知事は、その被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由して、これを被保険者に交付することを妨げるものでないものとして取り扱つて差しつかえない。すなわち、法第一三条の規定は、市町村長から被保険者の資格取得届を受理した旨の報告があつた場合にのみ国民年金手帳を交付できることを積極的に規定しているものではなく、市町村長からその旨の報告があつた場合においては必ず国民年金手帳を作成し、市町村長を経由して被保険者に交付しなければならないことを規定しているものであり、また被保険者は法第一二条に規定するように資格取得届の提出の義務を課せられているが、同時に保険料を納付する義務も課せられているのであつて、法が保険料の納付方法としてスタンプシステムを基本としている以上届出に基づく手続きが欠けた場合であつても、都道府県知事及び市町村長は、その者が被保険者であることが確認される限り、届出義務の履行の勧奨とあわせて国民年金手帳を作成し交付する必要があるものである。

なお、被保険者の届出及び市町村長からその旨の報告が行なわれない場合においても国民年金手帳を作成し交付して差しつかえないということは、法第一二条及び第一三条に定める原則的手続きを必要としないことをいうものではなく、その届出及び報告の手続きが欠けた場合においても、被保険者の保険料の納付義務、年金給付の受給の権利が存することにかんがみ、極めて例外的な措置として国民年金手帳を作成交付することもやむをえないという趣旨のものであるから、市町村の指導にあたつては、誤りのないよう特に留意されたい。

○平成七年度における国民年金の事業運営について

(平成七年三月三一日)

(庁文発第一九六六号)

(各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて
社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知)

平成七年度における国民年金事業の重点実施事項については、本日付庁文発第一、九六三号「平成七年度における医療保険及び年金保険の事業運営について」をもって当庁運営部長から都道府県民生主管部(局)長あて通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、同通知によるほか、次の事項に留意の上積極的な推進を図られたい。

1 制度改正に伴う施行事務

国民年金法の改正等の施行事務については、平成七年三月二十九日庁文発第一、九三五号「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて」により通知したところであるが、市町村、年金受給権者及び被保険者に対して、第三号被保険者特例届出制度、特例任意加入制度等改正内容が多岐にわたることから、改正内容の周知徹底を図るとともに、これに伴い手続きが必要となる者に対する勧奨等を実施するなどその円滑な実施を図ること。

2 未加入者の解消

未加入者の存在は、未加入者本人の年金権の問題にとどまらず、事業運営の健全性を損い国民年金制度に対する誤解を招きかねないことから、これを完全に解消することが極めて重要であるので、平成七年度は、未加入者の解消を最優先の課題として取り組み、次の事項について特段の措置を講ずること。

(1) 二〇歳到達者の取扱い

市町村において把握した適用対象者について、早期の文書勧奨に努めるとともに、加入勧奨に応じない者については、年金手帳送付により全員を適用するよう指導するとともに、二〇歳到達時の届出について重点的な広報宣伝活動を実施すること。

なお、当庁においても、二〇歳到達者の適用を促進する観点から広報活動を積極的に行うこととしている。

また、これら手帳送達者については当面収納実績が低いと考えられ、全体の収納実績が低下すると予想されるが、市町村事務費交付金の算定にあたっては、年金手帳送付による適用の実績等を勘案した評価を行うこととしたので、市町村に対し積極的な実施を指導すること。また、年金手帳送付による適用を行った被保険者を把握できるようこれらの者に係る記録を区分して管理することとしているが、詳細については、別途通知する。

(2) 適用もれ者の取扱い

現に適用もれとなっている者のうち国民健康保険に加入しているものについては、平成七年度から平成九年度までの三年間で全員を適用する計画を策定することとし、適用に当たって文書等により加入勧奨を行ってもこれに応じない者については、年金手帳送付により適用するよう指導すること。

この場合においても、(1)と同様に市町村事務費交付金を算定するものであること。

(3) 第三号被保険者にかかる種別変更届の徹底

種別変更の届出もれについては、第三号被保険者期間のみならず第一号被保険者期間の保険料未納にもつながることや無年金となることが予想されるため、今回の法律改正において平成七年四月から平成九年三月の間において、特例届出を認めることとしたところであるが、特に次の措置を講ずること。

- ① 第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失することにより被扶養配偶者が第三号被保険者に該当しなくなった場合の種別変更等の届出の勧奨を従来から実施しており、平成七年度においてはこれに加え、第二号被保険者の被扶養配偶者となったことにより第三号被保険者に該当することとなった場合の種別変更等の届出勧奨を実施することとしているが、詳細については、別途通知する。

なお、勧奨状を送付しても届出のない者を定期的に把握し、市町村と連携を図り再度個別の届出勧奨を行うなど未届者の確実な解消を図ること。

- ② 第三号被保険者にかかる届出の必要性については、これまでも各種媒体等を通じ周知広報を実施してきたところであるが、婦人会等の地域組織の活用や、社会保険委員に対する協力依頼など特に広範囲にわたる周知方法について工夫し、重点的な広報宣伝活動を実施すること。

なお、当庁にあっても健康保険の被扶養者認定時等において、被保険者及び被扶養配偶者に対して届出の必要性について周知するためのシールを送付することとしているので、これを事業主に配付し、健康保険被保険者証を被保険者に交付する時に貼付するよう指導すること。なお、共済組合及び健康保険組合についても同様のシールを送付し、被保険者証等に貼付するよう協力を依頼することとしている。

3 保険料収納の確保

保険料収納の確保は、国民の年金権の確保はもとより公的年金制度の安定的な運営の観点からも重要であるが、近年、検認率が上昇していても検認実施月数は減少している場合が認められることに留意し、次の事項について特段の措置を講ずること。

(1) 市町村における収納基盤の整備

- ① 未納者の把握及びその特性の分析に基づいて、社会保険事務所との連携を密にして適切な収納計画を策定するよう指導すること。

この場合、戸別訪問等による納付督促を実施するための体制を整えるよう併せて指導すること。

- ② 年金手帳送付による適用を実施した被保険者については、収納に結びつけることが特に肝要であることから、適用後速やかに職員等による戸別訪問の納付督促を実施するよう指導すること。

(2) 過年度保険料の収納計画の策定

市町村が実施した納付督促の事蹟を確実に引き継ぎ、重点的な納付督促の対象者を選定し、着実な徴収実績の向上をめざした目標値を設定して、年間を通じた徴収計画を策定すること。

(3) 口座振替の促進

- ① 郵便局の自動払込の導入

郵便局の自動払込みを未だ導入していない市町村にあっては、住民サービスの向上や学生の親元納付の促進など収納基盤の強化を図る観点から、積極的に導入するよう指導すること。

② 銀行等を活用した口座振替促進事業の実施

口座振替利用の拡大を図るため、平成六年十一月から実施した銀行等との契約による口座振替促進事業については、銀行等に対し積極的に要請すること。

また、市町村の窓口で口座振替依頼書の受理を行うことができるよう指導すること。

③ 保険料前納割引制度への口座振替の導入

六月を単位として行う保険料前納割引制度の実施に伴い、被保険者に対して前納制度の広報を行うとともに、口座振替により利用できる旨の周知を図るよう指導すること。

④ 口座振替依頼書と納付書の一体化の推進

都市部においては、口座振替依頼書を納付書に一体的に編綴する方法の促進を図ること。また、口座振替依頼書には、あらかじめ、氏名、年金手帳記号番号等必要な事項を印字したり返信用封筒を同封するなど被保険者が申し込みやすくする工夫を図るよう指導すること。

⑤ 口座振替の推進の方策

都道府県においては、口座振替の推進を図るため、口座振替推進月間を設けるなど口座振替について周知を図ること。

また、過年度保険料の納付督促の際、現年度保険料の口座振替利用について勧奨するなど口座振替を多面的に推進できるよう協力すること。

⑥ 福祉施設を活用した口座振替促進事業の実施

口座振替を推進し、国民年金に対する被保険者の意識を喚起するとともに年金福祉施設を広く周知するため、市町村と共同して、新規口座振替利用者を国民年金健康保養センター等へ招待する等の事業を実施すること。

なお、平成七年度においてこのような事業の実施を計画している都道府県にあっては、年金指導課あて別途協議すること。

(4) 国民年金納付記録の通知

年金制度への加入意識の醸成、納付督促の観点から、国民年金の納付記録を年齢の節目である三五歳の現存第一号被保険者に通知することとしているが、詳細については、別途通知する。

(5) 学生被保険者に対する年金教育資金貸付制度の活用

学生被保険者のうち、保険料免除対象に該当しない者については、年金積立金還元融資事業の一環として実施されている年金教育資金貸付制度を活用した保険料納付について周知を図ること。

この場合、市町村に対しても免除制度及び当該貸付制度を活用した保険料納付についての広報を行うよう指導すること。

(6) 国民年金基金制度の活用

① 国民健康保険の最高限度額を納付している者等国民年金保険料の負担能力が十分にあると認められる者のうち、未加入又は未納となっている者に対しては、戸別訪問の際

に国民年金基金の利点や基金との組み合わせによる年金設計について説明するなど説得に努めるよう指導すること。

- ② 国民年金基金加入情報の提供の機会をとらえて口座振替の勧奨をするよう指導するとともに、国民年金基金と連携を図ること。

4 保険料免除の取扱い

保険料の納付が困難な者については、未納期間が生じることのないよう保険料免除の早期申請の指導を徹底するとともに、免除申請の早期審査処理に努めること。

また、適用の促進に伴って免除者数が増加すると見込まれるが、これらの者は、そのままであれば将来受給する年金が低額となることから、追納制度について積極的に周知するとともに追納の勧奨を行うこと。

5 年金給付の適正化

被保険者、年金受給権者に対し、市町村との連携を図り裁定請求書及び死亡届書、各種届書の早期提出等について周知を徹底するとともに、これらの書類の審査の充実及び早期処理に努めること。

なお、審査に当たって第三号被保険者であった期間がある場合にあっては、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況と突合し、適切な被保険者期間の確認を行うこと。

6 都市部対策の推進

都市部における事業推進については、平成六年三月三十一日庁文発第一、四一二号で通知されているところであるが、平成七年度は、次の事項について実施することとしている。

(1) 都市国民年金担当課長講習会

都市対策の実施都市の国民年金担当課長等に対して、昨年に引き続き講習会を実施することとしているが、詳細については別途通知する。

(2) 専任徴収員等の研修

専任徴収員等のより効果的な活動を確保するため、各都道府県ごとに研修を実施するなど、専任徴収員等の資質の向上を図ること。

(3) 国民年金総合支援対策

国民年金事業の推進にあたり被保険者等のニーズを的確に把握するとともに、参加意識の高揚を図るため、「国民年金総合支援対策検討委員会」を設置し、国民年金事業の推進を図ることとしていること。

なお、平成七年度においては、モデル事業として対象都市を指定して行う予定であるが、詳細については別途通知する。

(4) 理事者への要請

都市対策事業を円滑に推進するためには、市長等理事者の制度への理解及び協力が必要不可欠であることから、あらゆる機会を活用して積極的に理事者への要請に努めること。

7 広報活動の推進

- (1) 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るためには、年金制度に対する国民各層の理解を深め、制度への信頼と参加意識の醸成を図るとともに確実な届出の履行が不可欠であることから、「年金週間」等、被保険者等が年金を身近で大切なものと感じる機会の充実を図るほか、あらゆる機会を活用して積極的な広報活動に努めること。

おって、「年金週間」の実施にかかる詳細については、別途通知する。

(2) 年金教育の実施に当たっては、教育委員会等関係部局と学校教育の必要性に関し意見交換を行い、協力要請の場を持つ等その効果的な推進に努めること。

平成七年度における年金教育の実施については、年金教育推進県を拡大するとともに「年金セミナー」についても高等学校の社会科担当教員に加え、中学校の社会科担当教員も対象とすることとしている。

また、当庁においても年金教育の推進のため関係機関との連携を図るとともに、「年金セミナー」に参加する社会科担当教員の所属する高等学校及び中学校の生徒を対象とした副読本並びに年金教育ビデオを作成し、配付することとしているので効果的な活用を図ること。

なお、平成七年度年金教育推進県として「年金セミナー」を実施する計画のある都道府県にあつては、企画・年金管理課あて別途協議すること。

8 市町村の予算編成

国民年金事業関係予算に関し、次の点に留意のうえ、平成七年度における重点事業である未加入者の解消、保険料収納の確保等の事業を積極的に実施するために必要な経費を予算(補正予算を含む。)計上し、効果的に執行するよう指導すること。

(1) 平成七年度の基礎年金等事務費交付金にかかる予算については、第一号被保険者及び任意加入被保険者の一人当たりの基本単価は二六四九円であり、第三号被保険者一人当たりの単価は一四九二円であること。

また、福祉年金事務費交付金にかかる予算については、年金受給権者一人あたりの単価は二三〇〇円であること。

(2) 平成七年度の印紙売りさばき手数料にかかる予算については、被保険者一人当たりの単価は一三九五円であり、特別加算手数料の単価は二一七円であること

○国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について

(平成17年4月20日)

(庁保険発第0420001号)

(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)

(公印省略)

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によってもなお届出がない者に対して、職権による種別変更処理(以下「職権適用」という。)を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

3 職権適用の手順等

(1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表(以下「一覧表」という。)」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とする。

(2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とする。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えない。

(3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勸奨状は郵送せず、当該勸奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事蹟処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書(別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。)」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないように努めるものとする。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとする。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁 LAN システムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレス(chou-soumu@sia.go.jp)に送付すること。

- (3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね 1 年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成 16 年 9 月 10 日庁保険発第 0910001 号)」の 1 の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- (4) 別紙様式 2 は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

[様式]

略